

民事慣例類集からみる近代移行期日本の養子慣行¹

大沼洋文

キーワード：養子縁組、近代移行期、地域性、家督相続、民事慣例類集

要旨

本研究は、『民事慣例類集』の分析を通し、近代移行期の養子縁組の特徴を「慣行」から探る試みである。「養子」は、「家産」や「祖先祭祀」の継承を意図した慣行の一つで、近代移行期の村落社会においても盛んに行なわれていたとされる。『民事慣例類集』は明治維新後の日本において、新しい民法を制定するための参考資料として当時の司法省が各村・地域の長や名主を対象に、江戸後期の慣例を聞き取り調査し、まとめたものである。本稿では全 2207 件の慣例のうち養子に関する慣例 149 件について、地域性を確認し、次に (1) 届け出手続き (2) 持参金 (3) 媒介人 (4) 離縁の項目ごとに婚姻慣例との比較を行った。分析の結果、養子縁組に関する慣例は東北日本に多く、人口減少との関連で養子の必要性が示唆され、項目ごとでは手続きと媒介人については婚姻との共通性・類似性が、持参金については婚姻とは異なる養子縁組の特徴が明らかとなった。

1. はじめに

日本の養子縁組は、律令制が敷かれた奈良時代には律令制度の一部としてすでに組み込まれており、それから今日まで家族を次世代へと繋ぐ装置として途絶えることなく存在してきたとされる(林 1988)。過去から現代まで日本の養子縁組は子供ではなく大人がその主な対象とされてきた。その長い歴史の中で養子縁組は日本の直系家族システム²と密接な関係があり、養子縁組がなければ嫡子を中心とした日本の直系家族システムは破綻していたとまで指摘されている(坪内 2002)。特に人口が停滞期に入っていた江戸中後期では農村の家は後継者不足に悩まされていた。村単位で年貢を納める村請制により、後継者の不足による絶家は村全体に影響がある。その対応策として実子以外による第三者継承である養子

¹本稿は麗澤大学大学院言語教育研究科・比較文明文化専攻修士論文「近代移行期における養子慣行」(2017年1月提出)を中心にまとめたものである。

²清水(1996)によれば、日本の直系家族システムの特徴は以下の通りである。長男子による跡継ぎが予定されており、跡継ぎは残留して父方同居形態をとる。また財産相続において家産、家業、家のシンボルが長男子により一括相続される。これらは家規範により強く制度化されていると判断される。

縁組が用いられた。この後継者不足に対する対応は、家と村、地域が一体となって取り組んでいた（戸石 2017:10-11）。さらに江戸時代の人口趨勢は全国で一律ではなく地域差が存在した。人口趨勢により養子慣行にも地域差が存在する事が考えられ、先行研究によりこの事柄は指摘されている（詳しくは2節）。また、養子には様々な目的に応じた種類が存在し、一般的な非血縁者を養子として迎える「普通養子」の他に、婿として妻の家に養子と婚姻を同時に行う「ムコ養子」、弟が実兄の息子となる「順養子」や、名目上は養子でありながらも奉公人と同様の扱いであった「奉公人養子」などが存在していた（竹内 1958）。

本論文は、近代移行期日本の養子慣行を「慣例」の視点から観察し、慣例から養子縁組を捉えなおすことが目的である。2節では資料の背景である江戸時代の人口趨勢と養子慣行を先行研究で確認する。3節では近代移行期の慣例が収録された『民事慣例類集』内の項目を4つ取り上げ、分析する。この分析を通じ、養子慣行の実態の確認、地域性の検証、婚姻の慣例との比較を行う。地域性の検証では、近代移行期における人口・家族の地域的趨勢と『民事慣例類集』の地域ごとの慣例とに繋がりを見出せるかどうかを課題とする。また同じように継承者を確保する行為である婚姻との比較を行うことにより養子縁組がどれほど普遍的存在であったかを探る。これらにより近代移行期村落社会における養子慣行が、人々にとってどのような存在であったのかを明らかにする。今日までの先行研究の成果は江戸時代の人口資料「宗門・人別改帳」によるものが多い。これらは養子縁組を詳しく見ることができる貴重な資料であるが、資料が残存する数カ村に限られてしまう。それに対して全国的な規模で行われた聞き取り調査である『民事慣例類集』を養子慣行の視点からまとめることにより、今日までの研究にはない新たな事実の確認が期待される。おわりにでは本研究の今後の展望と、本研究がもつ現代的意味の考察を加える。

2. 近代移行期における養子慣行

江戸時代後期から明治維新期、すなわち近代移行期における養子慣行を、先行研究を基にまとめる。養子慣行が行われる背景として、またその地域性を理解するためには、まず近代移行期日本の人口趨勢を捉える必要がある。江戸時代後期は、日本全体で人口が2600万人プラスマイナス5%という狭い幅の中で動いていた停滞の時代だと指摘されている（速水 2012:89）。その人口趨勢は全国一律ではなく、増大する西南日本（東シナ海沿岸部）、停滞する中央日本、そして減少する関東を含んだ東北日本に分かれている（図表1 速水 2012:264）³。さらに黒須・津谷・浜野（2012）をはじめとした、人口資料を利用した複数の地域の研究（落合 2015;中島 2016 など）によって速水の3地域論が検証され、地域ごとの特徴が鮮明に描き出されることとなった。地域ごとに家族・人口趨勢の違いがあるというこ

³東北日本と中央日本を分ける境界線は富山-長野-静岡であるとされ（速水 1986:165-277）、長崎、天草地方の研究の進展により、その地域を中心として西南日本型の存在が指摘されている（中島 2016）。

図表1 3地域の家族・世帯構造の特徴

項目	東北日本	中央日本	西南日本
世帯規模	大	小	大
初婚年齢	低	高	高
第一子出産年齢	低	高	中
出産数	少	多	多
出産制限	高	低	低
人口趨勢	減少	停滞	増大

(速水 2009:567 より抜粋)

とは養子縁組にも地域性があると推測される。特に東北日本では人口学的制約⁴が多いことから後継者確保のための方策が必要であったと同時に、出生制限つまり人口を調整しようとする試みが行われていたことを速水(2012:256)が指摘している。図表1は速水の3地域論を示している。東北日本は他の2地域と比べ早婚・低出生力を特徴としている。早く結婚して、早いうちに子供を生み終えてしまい、嫁自身もその家の労働力となることを目的としている。これは早く跡継ぎを産むことにより家の継承を図る行為だと捉えることができる。さらに早婚であるということは、子どもをもうけられない、または嫡男が死去した場合には養子をとる時間的余裕も世帯に与えられると考えられる。これらは人口が減少している故に、家の継承が難しい東北だからこそその継承戦略だと捉えられる。さらに養子には家の継承者だけではなく、労働力としての期待が込められている。働き盛りの年齢で養子を取るとは即席の労働力を呼び込むチャンスであるとされる(戸石 2017:262-263)。そして労働力と村請制のもとでの年貢徴収システムが関係していることから、養子縁組には世帯だけでなく、村が大きく関与していたといえる。

地域ごとに人口趨勢やライフコースの違いが確認できる近代移行期において、養子慣行は先行研究により様々な特徴が明らかにされている。被養子対象者からの視点では、養子入り時の年齢が地域ごとの婚期・志向の違いにより差がある点(戸石 2017:42-43)、被養子対象者の年齢がその地域の婚期と合致する点(黒須・落合 2002:134)が挙げられ、養子慣行が地域ごとの婚期の影響を受けていることが指摘されている。また、養子を迎え入れる者(養父母)の視点では、養母が養子を迎える年齢が出産適齢期より後であることが多い点(Kurosu 2013:7)が指摘されていることから、養子縁組はあくまで実子が用意できない場合の代替的な手段だとされる。さらに明治期の多摩戸籍を用いた黒須・落合(2002:140)の研究では、養子縁組を通し村落内で「息子の再分配」が行なわれていることが指摘されてい

⁴ ここでの人口学的制約とは、嫡男がいない場合や、病気などにより継承者が立てられない場合を示す。黒須・落合(2002:137-138)の実証的研究では、人口学的制約下において養子縁組を用いた積極的な跡取りの創出が行われたことを指摘している。

る。「息子の再分配」とは、村内で息子が余っている世帯から跡継ぎがない世帯へと養子に出され、各世帯が過不足なく息子を持つ事ができるシステムを指している。絶家を防ぐために婿養子を含めた積極的な跡取りの創出がなされていた（黒須・落合 2002:139）。養子縁組は世帯の継承だけでなく人口を調節する重要な仕組みとして、世帯だけでなく村落の戦略として大いに活用されたといえる。

3. 『民事慣例類集』から見た養子慣行

3-1 資料について

明治維新後の日本において新しい民法を制定する必要に迫られた司法省は、新しい民法を編纂するための参考資料として大規模な地方慣例調査を行った。その成果こそが明治10年刊行の『民事慣例類集』と同13年の『全国民事慣例類集』である（手塚・利光 1969:5 原田 1980:451）。旧幕時代後期の村落の状況を総括的に知りうる貴重な資料である（原田 1980:452）。

編纂のきっかけとなったのは司法省管轄下の裁判所のお雇い外国人「ヒル」による、司法卿の諮問に対する書信である。西欧の法律をそのまま継受するのではなく、判例法重視の立場からヒルは「昔時ノ慣習即チ普通法ヲ諒知」すべきだと記している。その主張を動機として編纂が始められたとされる（手塚・利光 1969:11-12）。実際の調査は司法省の御用掛であった生田精が中心となって明治9年（1876年）から同13年（1880年）にわたって行われた（そのうち明治10年は西南戦争の影響によって中断されたとされている）。その調査の方法は、現在の北海道と沖縄を除いた、当時の行政区分である「令制国」73カ国中29カ国を対象に各地の県庁が推薦した里老・古老280人（その内29人は士族であり、士族例として別に特記されている）の聞き取りを行い、その陳述要旨を採録編集したものである（原田 1980:451、石井 1970:142）。調査は現地の旧城下町、旧代官所、遠国奉行所所在地などで行われ、維新以後に勃興した都市、例えば横浜などは調査の対象となっていない（石井 1970:142）。湯沢が指摘するように、『民事慣例類集』には今日の東京、大阪、京都などの都市圏の慣例が記されていない事から、地方町人・農民・漁民の慣例法が収録されていると捉えられる（湯沢 2005:48）。

江戸時代中後期の慣例が記された『民事慣例類集』は、当時の養子の慣例慣習を読み解くことができるだけでなく、養子を他の項目（婚姻や相続など）と重ね合わせて俯瞰することができる非常に稀有な資料である。資料の精度について原田（1980:452）は身分に関する慣例の項目を検証し、聞き取りの内容は、現今の部落史研究と照らして、だいたい事実であると証明しうるものが多いとし、若干の事実との相違を指摘しつつも資料のおおよその正確性を認めている。

しかし、内容に関して問題点を挙げるとするならば、石井（1980:143-144）が指摘するように、1)各慣例がいつ頃から続いているのかに関する情報の欠落、2)維新以後の改正法が『民事慣例類集』の中に存在する可能性、3)かくあるべしという道理と規範としての慣例が

混同している可能性が挙げられる。2)に関しては、石井(1980:144)が「離縁状の必要はない」という記述は維新後の届け出離婚主義の影響があるのではないかという視点から投げかけた問題である。3)は明文化されていない法の聞き取り調査を行う上で、道理を混同してしまう可能性は大いにある。これに加え「全国を網羅しきれてはない」という点が考えられる。原田(1980:452)は全地域を網羅していると述べているが、あくまで73カ国中の29カ国である点には注意が必要である。以下では、『民事慣例類集』における養子を分析するにあたり、年代の確定は避け、道理と規範の混同の可能性に配慮するとともに、あくまでも調査が行われた地域に関する分析である点に留意したい。

本稿で使用するデータは、ユーラシアプロジェクトの一環(「ユーラシア社会の人口・家族構造比較史研究」1995-1999 代表:速水融)でデジタル化され、現在は麗澤大学人口家族史研究プロジェクト室(以下PFHPと表記)に所蔵されている。明治10年版の『民事慣例類集』と、明治13年版の『全国民事慣例類集』は、ともに一つのExcelファイルに収められており、10年版の記述か13年版の記述か分かるようになっている。書籍から直接手動入力されたデータなので、入力ミスが存在する可能性がある。不明な点は原本と突き合わせ、確認しつつ利用した。

3-2 収録慣例件数

資料は大きく「人事編」と「財産編」の2つに分かれている。人事編は10の款から、財産編は3の款から成り立っており、各款も幾つかの事項から成り立っている(図表2)。データに収録されている慣例の総件数は2207件である。人事編が1650件に対し財産編が557件とおおよそ3対1の比になっている。量的に、この割合だけみれば『民事慣例類集』に置かれた重点が財産や土地の取り決めより、家の継承に置かれていたと考えられる。

款に着眼すれば、「婚姻の事」が最も多く人事編の内の約3割を占めている。同じく家の継承者を立てる行為である「養子の事」も合わせれば、人事編の約4割が家の継承に直接影響のある慣例で占められている。また財産編においても、「家督相続の事」が財産編の約3割を占めており、数量的に村落共同体における家の継承に関する慣習の重要性が示されている。この編・款ごとの件数の偏りは聞き取り調査ゆえの可能性も否めない。しかし、ここまで顕著に人事編や婚姻の事の件数が突出しているのは、単純に多くの慣例が確認されたからであると考えてよいのではないか。これらの件数からは、継承を目指した明文化されていないシステムが江戸時代各地域に多く存在していたことが推察できる。

「養子の事」に関してのみ着目すれば、人事編の内で106件、割合にして6.4%しか確認できなかった。しかし「養子」という文字が出現する項目を確認した結果、複数の項目において養子に関連した慣例が存在し、とりわけ「婚姻の事」「家督相続の事」において多く確認された。このことから、養子縁組は地方の共同体内の諸慣行に深く根ざしたシステムだったと考えられる。一方「養子」が確認できなかった款は人事編では「組合」「死去」「出産」が挙げられる(図表2)。これらの慣行では養子が特別な扱いを受けなかったか、関係して

いなかったことが考えられる。

「養子の事」の地域別件数を見てみると、件数の偏りがある(図表3)。北陸道・東山道・東海道、今日の東日本で収録された慣習がおよそ「養子の事」の7割を占めている。この偏りは調査の方法に一因があるかもしれないが、そもそも東日本、特に東北日本において養子縁組自体が盛んであった故に、慣例が多く存在していたのではないか。

図表2 『民事慣例類集』全体件数

編	件数	款	件数	比率	養子出現件数
人事	1650	組合の事	37	2.2%	0
		身分の事(56)	57	3.5%	1
		親族の事	84	5.1%	3
		養子の事	106	6.4%	106
		住所の事	148	9.0%	5
		後見の事	151	9.2%	1
		出産の事	162	9.8%	0
		死去(180)	181	11.0%	0
		失踪の事	250	15.2%	4
		婚姻の事(473)	474	28.7%	12
		総数	1650	100%	132

編	件数	款	件数	比率	養子出現件数
財産	557	財産所有の事	101	18.1%	0
		家督相続の事	166	29.8%	17
		土地に属する義務	290	52.1%	0
		総数	557	100.0%	17

注：件数の数値は『民事慣例類集』において2つの地域で確認された同一の慣例を2として数えて集計している。括弧内の数値はそれを1として数えたものである。

図表 3 「養子の事」の地域別件数

	養子の事
東山道	28
北陸道	21
東海道	17
南海道	14
畿内	4
山陰道	7
山陽道	8
西海道	6
その他	1
総計	106

注：PFHP 所蔵データより著者作成

3-3 養子に関する慣例

この項では図表 2 で示した「養子」を含んだ慣例 149 件を対象とした内容分析を行う。慣例を原文のまま抜粋し、養子縁組に関係した慣例を項目ごとに整理する。『民事慣例類集』内での分類に則り、特に婚姻と比較が可能な項目を選びまとめた。項目は以下の通りである。

- (1) 届け出手続き
- (2) 持参金
- (3) 媒介人
- (4) 離縁

分析の方法は項目ごとに慣例を抜粋し、異なる地域の慣例、ないしは婚姻などの別の款に収録された慣例との比較を行う。類似した慣例が複数確認された場合は最も平均的かつ端的な慣例を抜粋し代表性を持たせることを図る。なお引用部の括弧内に地方、国名、郡名を、カギ括弧内には記載元の編、章、款を記す。

(1) 届出手続き

届出手続き全体の概略として章「養子の事」の冒頭には以下のように記してある。

(ア) 凡そ養子を貰受け或は家女に配偶する等の手續皆婚姻の諸款に同じ。

「人事編、養子の事」

婿養子を含む養子縁組が婚姻と同様な手続きを必要としていたとする記述である。婚姻の手続きに関して『民事慣例類集』では「凡そ婚姻の式畢れば口上にて其地役場へ届け、宗門改の節籍面に加入する事出産第一款の手續に同じ（人事編、婚姻の事、届出手続送籍より）」とあり、口上でのみ届け出るのみとある。より詳しくみるために養子縁組に関する手續の慣例を数点引用する。

(イ) 願手續は婚姻に同じ。養父没後の養子は養家の親戚従弟以上承諾村役連署許可を得て

家督する⁵を例とす。（北陸道、能登、^{ふげし}鳳至）「人事編、養子の事、届出手続送籍」

(ウ) 養子は婚姻の手續と異なる事なし。然れども不動産譲渡に付ては互に契約書を取交はせ後日の紛議を防ぐ事一般の例なり。（東山道、岩代、信夫）

「人事編、養子の事、届出手続送籍」

(イ) (ウ) において「願い手續きは婚姻に同じ」「婚姻の手續きと異なる事なし」と示すように願い届けが婚姻と同じとしつつ、後に遺恨や紛議の種を残さないため、(イ)「連署許可を得て家督する」、(ウ)「不動産譲渡に付ては互に誓約書を取り交はせ」などの取り決めが存在していたとするケースが見られる。また、(イ)の「親戚従弟以上承諾村役連署」からは、養子縁組が家督を継ぐ権利と関連した場合、誰が関わり、誰が許可を行うかが示されている。(ウ)では親戚、従弟以内の許諾が、また村役人の判断が必要になることが分かる。

(ア) では婚姻と手續きが同じとあったが、養子縁組の届け出手続きはどのようなであったのか。具体的な記述のある慣例を抜粋してみる。

(エ) 子生るれば別に届の手續なし。年々正月十六日に一村を集め人別改のとき加除する事なり。婚姻・養子等総て人別の加除は此例に従ふ。（東海道、甲斐、八代）「人事編、出産の事、届出手続入籍」

(オ) 子なくして養子をなすには男女に拘はらず願届の事なし、只人別増減の時申出るのみ。（北陸道、越前、遠田）「人事編、養子の事、届出手続入籍」

(エ) の例では出産の例と同様に、養子縁組もその都度に届け出が必要ではなく、毎年1月に世帯の増減を届け出るとある。下線部内に記述される「人別改」で「婚姻・養子等」の人の移動を届け出るよう決められている。(エ)は東海道の甲斐における慣例であったが、(オ)の北陸道の越前においても同様に人別改の際に願い出る必要が確認できる。養子届は年一度の宗門・人別改時に申し出るのみで特別な願届は不要だった。また興味深い点として、(オ)の下線部内に「男女に拘はらず願届の事なし」とあるように、届出に際して男性・

⁵ 「許可を得て家督を継承する」の意

女性養子の両者とも扱いが同じだった。このことから養女も越前の遠田においては村落内で一般的に行われていたと推測できる。

届け出の年齢に関する制約も『民事慣例類集』の中で発見できる。

- (カ) 五十歳以内は病身等の事故なければ子なしと雖とも養子をなすを得ざる例なり。(北陸道、越前、遠田)「人事編、養子の事、届出手続送籍」
- (キ) 年齢五十歳以上の者に非れば養子の願を許さざるを例とす。然れとも病身或は事故ある者は其事情を出願して養子する事を得るなり。(東山道、信濃、水内)「人事編、養子の事、届出手続送籍」
- (ク) 男子なき時四十歳より四十九歳迄に養子を願ふを例とす。四十歳以内は願出るを許さす。/ 但し五十歳を過るとも嫡男死去の節は格別なりとす。(北陸道、越中、新川)「人事編、養子の事、届出手続送籍」

各下線部からわかるように、嫡男の死去、戸主が病身などの例外がない限り養父側は年齢による制約を受けていた。(カ) (キ) 共に病身などでなければ 50 歳以上の者しか、養子を得ることができなかつたとの記述が見られる。また(ク) は士族の例ではあるが、40～49 歳の間でしか養子縁組を取ることができなかつた。残念ながら、なぜ 50 歳や 40 歳より 49 歳という区切りを設けたのかはこの慣例からは判断できない。しかしこの例から、養子縁組が無条件に好きな時期、年齢に行えなかつた地域が存在したことが明らかとなった。また(カ)～(ク) で挙げた慣例に限らず、『民事慣例類集』に収められた慣例には、収養側の年齢にのみ制限を設けたものが見受けられる。養父の年齢にのみ制限が加えられている点は特筆すべき点である。対照的に被養子対象者の年齢に関する慣例は数少ない。一例として幼年養子の例を抜粋する。

- (ケ) 男子のみ相続の権あり女子は総領と雖も相続の権なし。若し兄早世すれば二番の姉相続せず三番の弟相続す。若し先相続人の子ありて幼年なるときは先相続人の姉又は妹へ婿を取り幼者を順養子とする事もあるなり。(東山道、陸前、宮城)「財産編、家督相続の事、相続の権」

(ケ) の慣例には直接的に被養子対象者の年齢制限に関する記述はないものの、下線部内において幼年者(『民事慣例類集』によればおよそ 17 歳『人事編、後見の事、幼年年齢』より)は直接相続者にならず、幼年者を姉または妹婿の順養子とし、後に家督相続者となるよう年齢調整を行っている。被養子対象に年齢制限はなく、むしろ幼年である故、順養子などのバリエーションが発生していったのではないか。

手続きに関して婿養子に関する慣例も存在する。

- (コ) 婿養子の届手続并送籍等総て婚姻の例に同じ只人頭替〔家督相続を譲るを云ふ〕の中胆煎⁶へ届くるの異あるのみ。姉妹二人ありて姉へ婿養子をなす時も手続上に同じといえども一体男子を以て家督とするの国法なれば弟も措き右の婿養子を以て家督となすには両親并其弟及親類組合胆煎連名し弟病身等にて相続なし難き旨の書面を大胆煎⁷奥書の上代官へ差出し代官の許可を受く。(東山道、越前、遠田)「人事編、養子の事、届出手続送籍」
- (サ) 家女より年齢少きものを婿養子と為す事他の長男を養子に貰請る事他国の者を養子に貰請け或は遣はず事を禁す。双方の父母親戚示談の上引移る後凡そ十ヶ月以内に村役人へ届け入送籍の次第は概ね婚姻の例に準す。(北陸道、加賀、河北)「人事編、養子の事、届出手続送籍」

(コ) の慣例は婿養子の際、家督相続を行う場合は肝煎(村の長)に届出を行う以外は婚姻の例と同じであるとしている。しかし男子(弟)がありながらも、その姉に婿養子を取る場合は「両親并其弟及親類組合胆煎」つまり両親、弟、親戚、地縁組織(=組合)、村役人(=肝煎)一同の承認が必要と、制限が強くなっている。また、「弟病身等にて相続なし難き旨」とあるように、弟が病身等の理由が必要である。(サ) 加賀の慣例では、妻となるものよりも年少者を婿養子にすること、他家の長男を養子に取ること、他国の者を養子に取ることを制限している。他国の者を養子に取れないという決まりは、養子縁組に地理的、血縁的に許容範囲があり、その範囲からはみ出ることができないことを示唆している。

届出手続きの項から、養子縁組はあくまで次善の策であり、優先されるべきは正当な血を引いた嫡男、もしくは弟だと確認された。ただし、後継者として弟が不適格である場合はその限りではなく、(コ)のように病気などの理由があれば「血」よりも「継承」が優先されることが明らかとなった。

また婚姻と同じ手続きということは、養子慣行が特殊な手続きを要していなかったということであり、村落社会において婚姻と同じように普遍的な慣行であったといえよう。

(2) 持参金

届出手続きの項において婚姻と同じくしている点が多く見られたが、持参金においてはどうか。『民事慣例類集』では持参金に関する慣例を「嫁資」の款にまとめている。嫁資全体の概略として『民事慣例類集』には、「凡そ新婦たる者入嫁の節、富家は箆笥長持等数荷の嫁具を搬運し、貧家は風呂敷包一個を携へ其品多少ありと云へとも衣類手道具を持参する事一般の通例なり」と記されている。『民事慣例類集』を用い明治期の婚姻を研究

⁶ 肝煎：庄屋、名主とも呼ばれ、村政にあたった村の役人(日本史広辞苑編集委員会 1997:599)。

⁷ 大肝煎：幕領、藩領村を超えた広い領域に置かれた地方役人。十数カ村～数十カ村を統轄する。大庄屋とも(日本史広辞苑編集委員会 1997:310)。

した湯沢（2001）によれば、江戸時代後期における一般的な婚姻に際しての持参金はとても乏しかったとされる。金持ちの家では箆笥や長持ちなど数個の嫁入り道具を運び入れるが、貧しい家の場合には風呂敷一つを持つほか、衣類手回り道具を持参するのが一般の例とされている。例外として、地所を持ち出す例を「持参田畑」と呼び、身体障害者か顔つきが良くない場合の「償い料」として100人に1人行われていたとしている（湯沢2001:52）。実際の慣例を見てみると、

- (シ) 嫁資として不動産或は金円を持参する者稀なり。婦手道具の類は、離縁すれば戻し死去すれば戻さざるを例とす。但、婦姦罪等の事にて離縁するときは戻さざる事なり。（東海道、相模、足柄）「人事編、婚姻の事、嫁資」
- (ス) 婦離縁の節は其持参の物品は里方へ還すを定例とす。死去の節は生子の有無に拘はらず夫の家に差置く事なり。（東山道、羽後、由利）「人事編、婚姻の事、嫁資」
- (セ) 寺或は士族へ嫁するときは必ず多少の財産を持参する例なれとも、平民相互に嫁娶するには持参財産あるを恥辱とする風習なり。（東山道、美濃、厚見・各務・方県）「人事編、婚姻の事、嫁資」
- (ソ) 振舞金の名義を以て持参金を遣す事あり。離縁の節は実家へ返却するを例とす。子女ある者は其時宜に従ひ幾分を残し置く事もあり。又死去する時は実家へ返却せざる例なり。田畑屋敷地持参の事も大抵右に準ず。（北陸道、越後、頸城）「人事編、婚姻の事、嫁資」

(シ)において「不動産或いは金円を持参するものは稀である」という記述があるように、持参金自体が稀、ないしは行われていない。(シ)以外では筑前、美濃、常磐の地域などの慣例で散見される。(セ)のように平民から寺あるいは士族に嫁ぐ場合にのみ行われる慣習であるとする地域もあり、こちらは美濃、筑前、豊前で確認される。また(セ)内の嫁資を恥辱とする慣習は伊勢、伊予、佐渡、美濃で見られる。対照的に(ソ)のように“振舞金”と称し盛んに行われている地域も存在している。これらの事柄は持参金にも地域性があることを示しているといえよう。全国的に見られる慣例として(シ)(ス)で記されている「嫁資は離縁の場合は里方へ戻し、死去の場合は夫の家に差し置く」ということが見られ、当時の高い離婚率と照らし合わせて考えてみると、子が生まれ家が安定して初めて嫁資が夫の家の財産になるということが言えるだろう。

また、より特異な慣例として

- (タ) 持参金は藩の禁制なるを以て此事を行ふ者なし。（東海道、常磐、茨城）「人事編、婚姻の事、嫁資」
- (チ) 持高百石に付き十両に過る持参金は禁止の法なれとも実際行はるる事稀なり。（東山道、美濃、安八）「人事編、婚姻の事、嫁資」

(タ) (チ) のようにそもそも持参金自体が禁止されている藩、上限が定められている藩があった。しかし禁止や制限を設けた慣例は(タ) (チ) 各一件ずつしか確認できなかった。では養子の場合においてはどうか、慣例から見てみることにする。

- (ツ) 養子には多少とも持参金あり縦令^{たとい}一円たりとも必ず付与する事とす又田畑を分与する事もあり其例一定ならず(畿内、大和、添上)「人事編、養子の事、書式例」
- (テ) 養子は必ず持参金ある者とす。是其家一切の財産を受るに因てなり。(北陸道、陸中、胆沢)「人事編、養子の事、書式例」
- (ト) 婿養子は持参金ある者多し是は義父隠居の上直に家督相続をなす契約にて持参する事あり又家督の上金子を渡すへき契約にて予め金額を定め家督相続するまで其利子を養家へ払ふ事もある慣習なり。(北陸道、越後、蒲原)「人事編、養子の事、書式例」
- (ナ) 持参金の名目に二様あり土産金と称する者は養子離縁するとき持帰るへき権利なし。持参金と称する者は離縁のときは持帰るを得る例なり。(南海道、阿波、三好)「人事編、養子の事、書式例」

抜粋した(ツ)～(ナ)から、養子に持参金を持たせるということは東西を問わず行われていた。また(ツ)下線部内「一円たりとも必ず付与する事」とあるように、地域によっては義務である。養子の持参金は身の回りの品で済んだ婚姻の場合と比べ、金銭が必要となる点からより負担が大きいと考えられる。上述した湯沢(2001)の「償い料」は身体障害や顔つきに起因していた。しかし養子縁組の場合は、当人に問題がなくても持参金を強いるのは何故だろうか。特に越後の蒲原郡の慣例である(ト)は、下線部内に記してある通り「予め金額を定め家督相続するまでその利子を養家へ支払う事もある慣習」とあり、他の地域以上により一層厳しい負担を出養側の世帯に要求している。いずれの慣例文も養子に持参金を持たせるその理由が記されていないため、なぜ負担してまで養子を出すのか明らかにできなかった。また婿養子に関しては、(ト)の持参金の理由が「婿養子」ゆえであるかは判然としない。『民事慣例類集』における婿養子の持参金に関する慣例は(ト)のみであるため、他の地域の婿養子の持参金慣行の存在は明らかにできなかった。また、阿波の例(ナ)では、「土産金」と「持参金」二種が存在し、後者は離縁の際に持ち帰ることができた。このような離縁の際の資産の持ち帰りを表す慣例は他に周防、阿波、肥後などに存在していることから、土産金/持参金の区別は西日本、特に西南地方の慣例であったのではないかと推察される。これらのことから、婚姻の場合以上に養子の持参金は日常的かつ、より多くの資財を必要としていた。その理由を解明することはできなかったが、東西を問わず持参金の存在を確認することができた。

(3) 媒介人

養子縁組の媒介人を見つめるにあたり、まず婚姻における媒介人を確認しておく。婚姻において媒介人の存在は非常に大きかったとされている。「式の仲人」としての意味合いもあったが、それよりも「夫婦の社会的保証人」としての意味合いが濃かったとされる(湯沢2007:53)。

実際婚姻に際しての媒介人の慣例はどうであったのか、東北の慣例をみる。

- (ニ) 婦を夫家へ引渡す迄を媒介人の義務となし其他一切関係せざる例なり。(東山道、陸前、宮城)「人事編、婚姻の事、媒介人」
- (ヌ) 夫婦の間に風波生する節は縦令媒介人死去すと雖も其相続の者和睦を取計或は離縁等の節も必ず関係するを例とす。(北陸道、越後、蒲原)「人事編、婚姻の事、媒介人」
- (ネ) 婚姻には必ず媒介人を立るを例とす。媒介人は親族中血属の疎なる者にて夫婦揃し者を撰む例なり。(北陸道、佐渡、雑太)「人事編、婚姻の事、媒介人」

東北だけでも地域によって関与の度合いの差はあるものの、夫婦の婚姻に際して媒介人の存在は必要不可欠であったということが分かる。関与の度合いの差というのは、(ニ)の下線部内のように「婚姻を結ぶ式の間だけの繋がり」と、(ヌ)のように「式後も夫婦を全面的にサポートするほどの繋がり」の差である。(ネ)の下線部内においては更に媒介人がどのような人であるべきかが記してあり、遠縁の血族者で且つ夫婦揃った者を選ぶとしている。

婚姻における媒介人の形がおおよそ把握できたところで、養子の媒介人を見つめる。『民事慣例類集』において、士族の例を除いた養子の媒介人に関する慣例は以下の3つである。

- (ノ) 媒介人の職務総て婚姻の例に同し。(東海道、武蔵、豊島)「人事編、養子の事、媒介人」
- (ハ) 養子の媒介人は一切婚姻の例に同く本人を養家へ引渡す迄を義務とし爾後一切関係せざる例なり。(東山道、陸前、宮城)「人事編、養子の事、媒介人」
- (ヒ) 養子は大抵親戚の間にて幼少の時より貰受る仕来に付媒介人なき例なり。(北陸道、越後、蒲原)「人事編、養子の事、媒介人」

(ノ)と(ハ)の下線部内の記述から、これらの地域では養子の媒介人が婚姻における媒介人と扱いが同じということが分かる。同じ宮城の慣例である(ハ)と先述した(ニ)を比べると、宮城では媒介人が婚姻・養子成立後、共に一切関わりを持たないことが分かる。他の地域においてどうであるかはここでは判別がつかないが、婚姻の場合における媒介人の役割と養子の場合、おおよそ同じではないかと予想できる。対照的に(ヒ)には媒介人を

用いられないことが記されている。この地域では養子が幼少の頃に行われることから、仲介を用いず実父母と養父母（もしくは村落社会と）が直接交渉していたと考えられる。

媒介人の項を総括すると、婚姻の媒介人はどの地域にも必ず存在していた一方で、養子の場合には媒介人が存在する地域としない地域の両者が存在していることが明らかとなった。媒介人が存在する地域においても、婚姻の場合と同様に出養後も媒介人との関係が続くかどうかは今後の調査課題である。

（4）離縁

・手続き

ここまでは養子縁組を行うにあたっての慣例を見てきたが、次に養子縁組の解消である離縁を見てみる。婚姻における離縁は「凡そ離縁に及ぶときは、嫁具を婦家へ引渡し、送箱を戻し、夫より自筆の離縁状を婦に付与する事一般の通例なり（人事編、婚姻の事、離縁及離縁状）」と『民事慣例類集』には記されており、婚姻の離縁に際しては、夫より妻へ離縁状を渡すのが通例であった。

養子の離縁に関して「養子の事」の章の冒頭において「離縁の節離縁状を付与せず。婿養子より其家女へ離縁状を付与する事一般の通例なり」とある。養子縁組の離縁の際に離縁状は必要ない。ただし婿養子の場合、夫である婿からその妻へ離縁状を渡すことが通例とある。

- （フ）養子養女とも離縁するには口上のみにて別に書状を与へざる事なり。（東山道、羽前、置賜）「人事編、養子の事、離縁状」
- （ヘ）養子には離縁状なし但養子よりは其妻へ離縁状を遣す例なり。（東山道、羽前、置賜）「人事編、養子の事、離縁状」
- （ホ）婚姻離縁の例に同じ。離縁状は養父子の間ともなき慣例なり。（西海道、肥後、玉名）「人事編、養子の事、離縁状」
- （マ）養子相続は何等の事情あるとも離縁する事を禁ず。故に家内不和合なるときは其財産を引分け別居する慣習なり。（北陸道、加賀、河北）「人事編、養子の事、離縁状」

養子離縁に関した大方の慣例には（フ）の下線部に記された「口上のみ」「書状を与えざる」という文言が目立つ。（ホ）の「婚姻離縁の例に同じ」との記述があるように、婿養子離縁においては婚姻との共通点が見られる。（ヘ）の下線部にあるように、養子が婚姻して夫婦となっていた場合、養子（夫）からその妻へ離縁状を遣わすことが慣例だと確認できる。一方、（ホ）の下線部で「離縁状は養父子の間ともなき慣例」とあることから、養父母と養子間で離縁状を渡す慣例はなかった。

また、（ヘ）のように、養子には離縁状が必要なく婚姻離縁には離縁状が必ず必要だとする慣例が確認でき、親子関係と夫婦関係の離縁手続きに違いが確認できた。（マ）のように、

そもそも離縁を認めておらず、夫婦が不仲の場合は別居という手段を用い離縁をさせない慣例があったことは特筆に値する。(マ) のような例は『民事慣例類集』内の離縁状の款において珍しい。

・罰則

さらに離縁するにあたっての制約とも言える慣例が確認できる。士族の例であるが抜粋してみる。

- (ミ) 養子を離縁する事三度迄は許せとも其後は許さず。養父没後は其家断絶することなり。又戸主たりし養子は何等の事情ありとも離縁するを許さざる法なり。(東山道、信濃、佐久)『人事編、養子の事、離縁』
- (ム) 離縁を受けし養子は三年を歴るにあらされは再び人の養子となる事を得ざる法なり。(東山道、信濃、埴科)『人事編、養子の事、離縁』

(ミ) (ム) とともに信濃の慣例であり、かつ士族の例である。(ミ) は収養側に対する制約であり、(ム) は被養子対象者に対する制約とみなすことができる。特に(ミ) はこの慣例に抵触した場合、家の断絶も有り得るため、非常に厳しい制約である。士族以外でこのような慣例が『民事慣例類集』においては確認できなかった。近代移行期においても武士階級と農民階級では養子慣行が異なっていたことを示唆しているといえよう。

・離縁後の子女養育

離縁に伴って発生する問題として子女の扱いがあげられる。まず一般的な婚姻の場合における子女の扱いであるが、フースは19、20世紀初頭の外国人による日本の記録を元に「日本では、子どもは直系の家族に属していて、このことは子どもが母親に付随するとみなしていた19世紀末の西洋の思想とは相反していた(フース 2013:179)」と指摘している。『民事慣例類集』においても、それを裏付けるような記述が確認出来る。抜粋してみると、

- (メ) 子女は男女とも夫引受け養育するを通例とす。(東山道、陸前、宮城)「人事編、婚姻、財産分割子女養育」
- (モ) 夫婦間生れし子は離縁のとき女子は婦に附する通例にて婿養子離縁のときは男子を連れ帰る事なり(北陸道、越前、敦賀)「人事編、婚姻、財産分割子女養育」

おおよそ上記の2つのような例が挙げられる。(メ) のように男女共に夫(父方) が引き取るか、もしくは(モ) のように女子は婦(母方) へ、男子は夫(父方) へという例が見られる。では、これらの考えは養子の場合にも適用することができるだろうか。

- (ヤ) 養子離縁の時其子女は男女とも一切養家にて養育するを例とす。(東山道、陸前、宮城)『人事編、養子の事、財産分割・子女養育』
- (ユ) 養子たる者未だ家督相続せざる内離縁すれば持参の諸品は悉く之を返し子女あれば男女とも養家にて養育する事なり。(東山道、羽前、置賜)『人事編、養子の事、財産分割・子女養育』
- (ヨ) 婿養子を離縁する時は其子女は養家に留め其他の養子離縁のときは其子女は養子に付するを通例とす。(東山道、信濃、高井)『人事編、養子の事、財産分割・子女養育』

(ヤ) (ユ) で見られるように、養子離縁の際には子女は養家で引き取られることが多く確認でき、婚姻の場合において確認された「子どもは直系家族に属する」に従っているといえるだろう。ただし婿養子を離縁する場合の子女の扱いでは地域ごとの差が確認できる。

(ヨ) では婿の子女を養家に留めることを通例としており、(モ) では離縁された婿が男子を連れて帰るとある。(ヨ) の婿養子は世帯の後継者を養家に置いていくことからフース(2013)の説く「子供が直系の家族に属す」ということに合致するが、(モ) は異なり後継者候補たる男子を婿と共に手放すことから直系の家族に属していない。ここから、地域によって婿養子が他の養子とは違った特別な慣行である可能性を指摘できる。

3-5 まとめ

『民事慣例類集』における養子の慣例の全体像をまとめてみる。まず資料内容の項において、地域ごとの件数の差を確認した。地域による差はありつつも、おおよその地方で養子に関する慣例が確認でき、近代日本の村落社会/武家社会において養子は普遍的なものであった。地域ごとの件数の差、殊に東北日本に集中した養子慣行の件数(図表3)は、近代移行期日本の地域性による特徴とも言えるだろう。3 地域論での東北日本の特徴(図表1)と照らし合わせると、出生制限が高い東北日本ゆえに養子という手段を多く活用し、世帯の継承を図ってきたことが示唆される。さらに同じ東北日本内の地域であっても、特定の地域だけしか確認できない慣例が存在していることから、東北の中でも地域差があることが明らかとなった。

『民事慣例類集』内の養子に関する慣例149件から代表的なもの抜粋してまとめたが、諸手続の項などから、婚姻の慣例との一定の共通性を見出すことができた。養子縁組は婚姻と同様に家の継承者を立てる行為であり、近代移行期において養子慣行は普遍的な行為の一つであった。しかし、婚姻とは異なる点として、収養側の条件(年齢など)、婿養子/順養子、持参金など養子縁組独自の慣例が挙げられる。特に持参金に関しては、婚姻とは大きく異なっていることが明らかとなった。持参金からは、養子を出す側と迎え入れる側の関係が示唆される。出養側が財産を付してまで養子を出すということは、身の回りの品で済んだ婚姻の場合より養子縁組の持参金は経済的負担が大きいことが明らかとなった。

黒須・落合（2002:151）が養子戦略の有りようが日本の世帯、村と言う地縁組織の両面を映していると表現しているように、ここまで『民事慣例類集』の分析は、これらの養子慣例がまさに世帯、村における存続戦略を語っているといえる。武士社会における養子が「経済的・文化的特権を維持するべく、当主・一族をあげて取り組まざるをえない重要な営み（園田・濱名・廣田 1995:191）」と表現されるのと比べると村落社会における養子は、一つの家の断絶を防ぐという目的は同じであるが、媒介人、血縁者、名主や肝煎などの村全体が個の世帯の継承と関係してくる点から、「村存続のために、村が全体で取り組まざるを得ない重要な営み」といえるのではないだろうか。

4. おわりに

最後に、本稿での『民事慣例類集』の分析と先行研究により描き出された養子のまとめと、現代の養子とを照らし合わせることにより本研究の意味と今後を考える。本研究では『民事慣例類集』を用いた内容分析により、人口趨勢に地域差があるように養子慣行にも地域差が存在することが明らかとなった。特に東北日本で多く慣例が確認できたことから、東北では活発に村落が養子慣行に関わっていた。近代移行期の養子縁組は柔軟性・多様性に富んでいたが、養子慣行を個々の世帯に放任するのではなく、村落は慣例を用い養子縁組に関わっていたといえる。さらに養子慣行が盛んな東北日本の中にも地域ごとの独自の慣例が存在したことから、3地域論で示された地域の枠組み（速水 2012）の中にも更に細かな地域ごとの独自の養子慣行があると考えられる。宗門・人別改帳などの人口資料を利用した研究だけでは明かせなかった、養子慣行の地域性が慣例からみえた。

戦後から今日までの日本における養子縁組も一貫して、近代移行期と同様に優先されるのは男性でかつ主に家督相続が可能な大人が対象である（ヘイズ・土生 2011）。現代より高い死亡率により人口学的制約下におかれる可能性が高かった近代移行期と比べ、晩婚晩産化社会にある今日の日本では、近代移行期とは異なった「産みたくても産めない」ことによる人口学的制約の存在が指摘できる。近代移行期では、その人口学的制約により大人養子の需要が増加したが、現代では「成人養子」ではなく実子の代替としての「児童養子」の需要の増加が予想される。しかし6歳未満を対象とした特別養子縁組の成立件数は今だに増加せず（厚生労働省 2016）、日本は「子供養子小国」とされる（森口 2012）。この背景には、現代日本において、強い血縁や出産に対する「こだわり」の存在が養子縁組に影響を与えていることが考えられる。一方で、今日でも日本が「大人養子大国」なのはなぜか。本研究の目的ではなかったため明らかにできなかったが、近代移行期から続く世帯の継承への姿勢だけではなく、血縁の重視や出産行為への憧れなど、様々な現代的な要因が、複雑に今日の養子慣行に影響しているのではないだろうか。また、本論文は養子を収容側の論理を中心に見たものであり、養子を送り出す側の戦略について別に論じる必要があるのではないかと、という大きな問題が明らかとなった。この問題は本論文の中ではうまく位置付けることができていない。重要な課題なので、いずれ論じたい。

今後の課題として『民事慣例類集』に収録されているがまだ分析を行っていない部分の分析が挙げられる。養子慣行のバックグラウンドとなる、財産・家督相続に関する慣例の整理を行い、慣例から村が家督・家産の継承とどのように関係しているのかを明らかにする必要がある。そして全国の聞き取り調査から明らかになった養子慣行の姿を、「人別改帳」などを用いた定量研究と照らし合わせ、より具体的な近代移行期の養子慣行の実態を掴むことが今後の課題として挙げられる。過去から現代に連続する日本の養子慣行システムを明らかにすることによって、日本の家族の連続性・地域性だけでなく、家族の集合体である村落、村落の集合体である藩がいかに家の継承に影響を与えていたかを養子の視点から明らかにできるだろう。養子慣行研究は、日本の人口・家族の形を新たな視点で明らかにすると期待出来る。

参考文献

- 生田精編 1877 『民事慣例類集』 司法省 国立国会図書館デジタルコレクション URL:
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/787052> 閲覧日:2018/03/11
- 生田精編 1880 『全国民事慣例類集』 司法省 国立国会図書館デジタルコレクション URL:
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/786945> 閲覧日:2018/03/11
- 落合恵美子 2015 『徳川日本の家族と地域性-歴史人口学との対話-』 ミネルヴァ書房
- Kurosu Satomi 2013 “Adoption and Family Reproduction in Early Modern Japan” *The Economic Review (Keizai Kenkyuu)* 64(1): 1-12
- 黒須里美・落合恵美子 2002 「人口学的制約と養子 幕末維新时期多摩農村における継承戦略」
 速水融編著『近代移行期の家族と歴史』 ミネルヴァ書房 127～160 頁
- 黒須里美・津谷典子・浜野潔 2012 「徳川期後半における初婚パターンの地域差」 黒須里美
 編『歴史人口学からみた結婚・離婚・再婚』 麗澤大学出版会 24～56 頁
- 厚生労働省 2016 「里親及び特別養子縁組の現状について」 URL:
<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyouku-Soumuka/0000147429.pdf> 閲覧日:2018/03/25
- 清水由文 1996 「直系家族」 比較家族史学会編 『事典 家族』 610～611 頁
- 園田英弘・濱名篤・廣田照幸 1995 『士族の歴史社会学的研究』 名古屋大学出版
- 竹内利美 1969 『家族慣行と家制度』 恒星社厚生閣
- 戸石七生 2017 『むらと家を守った江戸時代の人びと 人口減少地域の養子制度と百姓株式』
 農山漁村文化協会
- 坪内玲子 2002 「家族と世帯」 日本人口学会編 『人口大辞典』 培風館
- 中島満大 2016 『近世西南海村の家族と地域性—歴史人口学から近代のはじまりを問う—』 ミネルヴァ書房
- 日本史広辞苑編集委員会編 1997 『日本史広辞典』 山川出版社

- 林紀昭 1988 「日本古代社会の養子」大竹秀男・竹田亘・長谷川善計編『擬制された親子』三省堂 19～52 頁
- 長谷川善計 1988 「序論」大竹秀男・竹田亘・長谷川善計編『擬制された親子』三省堂 7～18 頁
- 長谷川善計 1988 「日本古代社会の養子」大竹秀男・竹田亘・長谷川善計編『擬制された親子』三省堂 19～52 頁
- 原田伴彦 1980 「民事慣例類集」谷川健一・原田伴彦『日本庶民生活資料集成 第二十五卷 部落(二)』三一書房
- 速水融 1986 「明治期前期統計にみる有配偶率と平均結婚年齢：もうひとつのフォッサ・マグナ」『三田学会雑誌』79(3) 265-277
- 速水融 2009 『歴史人口学研究—新しい近世日本像』藤原書店
- 速水融 2012 『歴史人口学の世界』岩波書店
- 平井晶子 2015 「『家』の確立と家産の継承—陸奥国安達郡仁井田村の事例—」落合恵美子『徳川日本の家族と地域性—歴史人口学との対話—』ミネルヴァ書房 39～61 頁
- フース, ハラルド 2012 「明治期の婚姻と離婚—異文化的視点でみた近代社会の遷移」黒須里美編著『歴史人口学からみた結婚・離婚・再婚』麗澤大学出版会 171～203 頁
- フロイス, ルイス著 岡田章雄訳注 2012 『ヨーロッパ文化と日本文化』岩波文庫
- ヘイズ, ピーター・土生としえ 2011 『日本の養子縁組—社会的養護施策の位置づけと展望』明石書店
- 森口千晶 2012 「日本はなぜ『子ども養子小国』なのか？—日米比較にみる養子制度の機能と役割—」井堀利宏・金子能宏・野口晴子共編『新たなリスクと社会保障』53～72 頁
- 湯沢雍彦 2007 『明治の結婚—明治の離婚—家庭内ジェンダーの原点』角川学芸出版

